
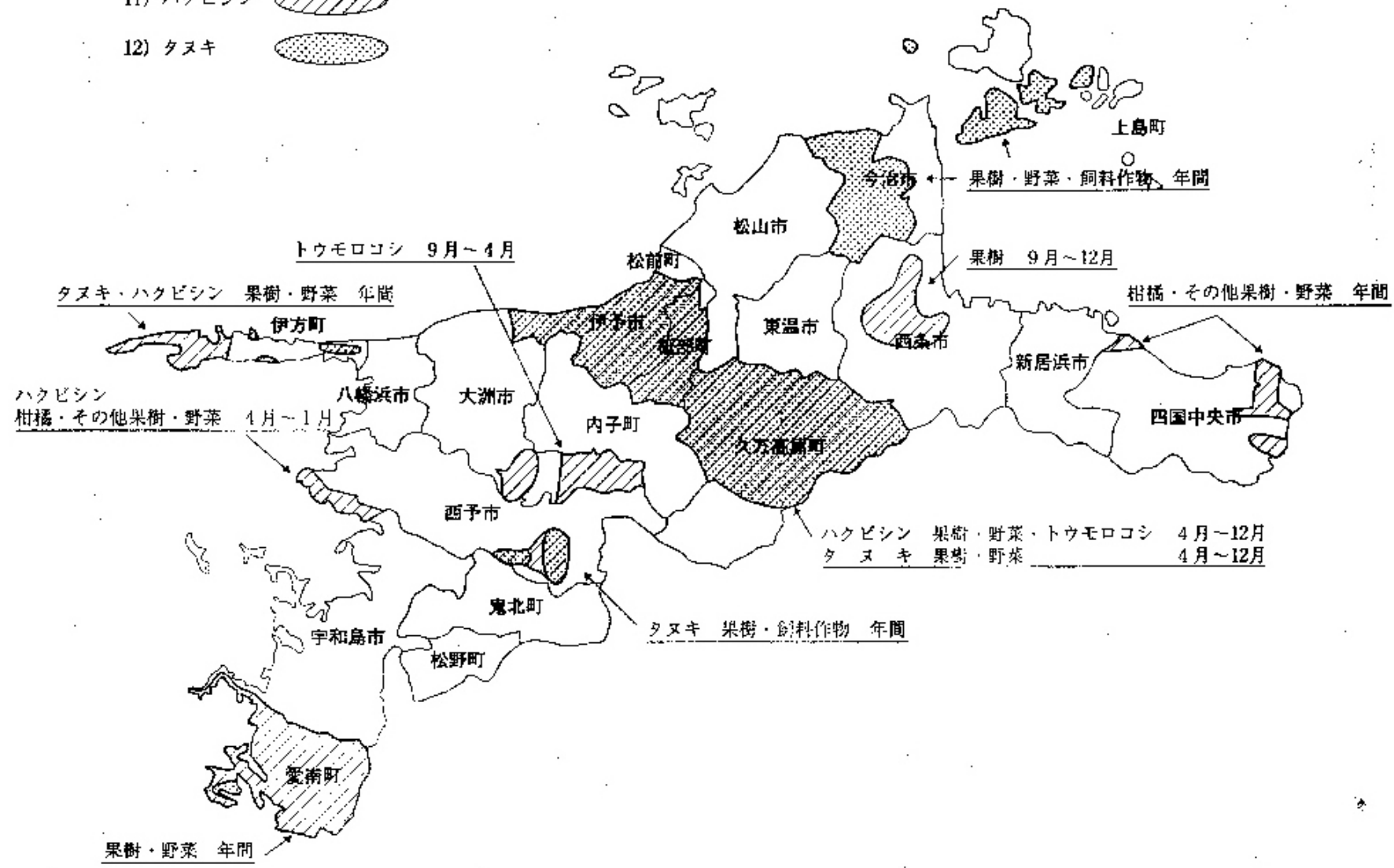



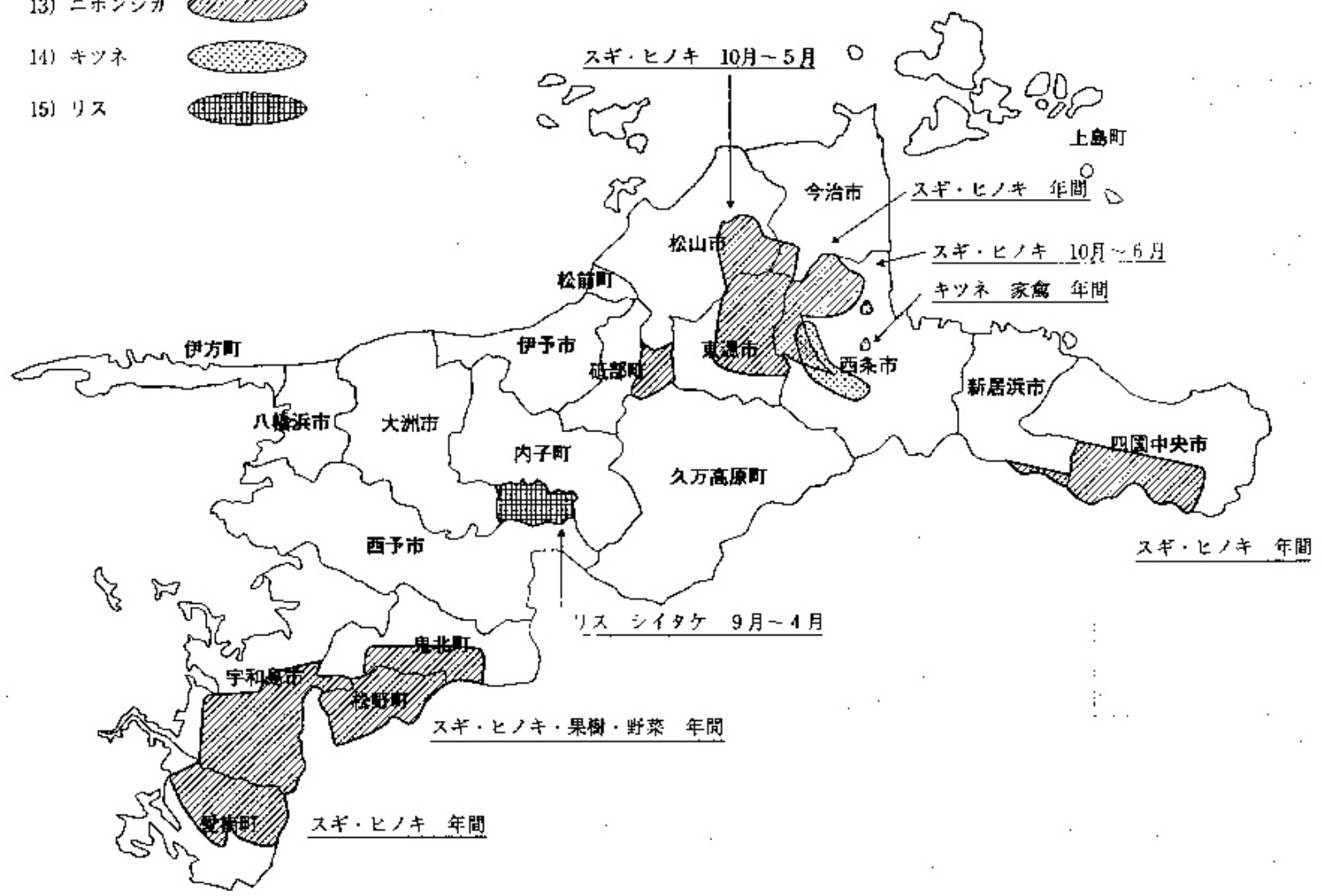


11) ハクビシン 

12) タヌキ 



- 13) ニホンジカ 
- 14) キツネ 
- 15) リス 



### 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、予察表及び被害発生予察地図に基づき、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。

予察表の作成にあたっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実状に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことができる者の意見を聴き、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付け状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。なお、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するなど、許可の方針を明らかにするものとする。さらに、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

### （3）鳥獣の適正管理の実施

#### 方針

農林水産業の振興と鳥獣の保護の両立を図るため、市町、関係団体と連携しながら、被害等の著しい鳥獣について、その被害実態、生息状況、生態、特性等を把握するとともに、被害防止対策と保護管理について総合的に検討を行い、効果的な防除方法の確立に努め、鳥獣の適正な管理を行うものとする。

#### 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

（第14表）

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
有害鳥獣	各年度	1 愛媛県鳥獣害防止対策推進会議 （1）鳥獣害防止対策の実施方針に関すること。 （2）鳥獣害防止技術の確立に関すること。 （3）鳥獣害防止対策の研究成果等の情報収集と普及に関すること。 （4）その他、鳥獣害防止対策に必要な事項に関すること。 2 地区鳥獣害防止対策協議会（5地区） （1）鳥獣類被害の実態把握や防止対策等の情報交換。 （2）近隣市町の連携方策。 （3）被害防止対策に関する要望事項取りまとめ、事業の検討	

#### (4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

##### 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの鳥獣についての捕獲許可は、被害の実態を十分調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

また、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

おって予察捕獲については、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほどの強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

##### 許可対象者

原則として次の要件を満たす者から選択するものとする。また、有害鳥獣捕獲実施者の数は、捕獲区域を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

- 1) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者
- 2) 狩猟免許を有する者
- 3) 規則第67条第1号又は第3号に該当する者
- 4) 被害等市町内若しくはその周辺に居住し、必要に応じ迅速に有害鳥獣捕獲活動に従事できる者

##### 鳥獣の種類・数

- 1) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- 2) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合、又は建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合のみに行うものとする。
- 3) 捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

##### 期間

- 1) 原則として、被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく適切に完遂するために必要最小限の期間とするものとする。
- 2) 原則として、捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。
- 3) 原則として、狩猟期間及び狩猟期間の前後15日間は避けるものとする。
- 4) 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

##### 区域

- 1) 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要最小限の区域とする。
- 2) 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう該当市町において協議を行うものとする。
- 3) 特定猟具（銃）使用禁止区域、特定猟具（銃）使用制限区域及び捕獲禁止場所において許可する場合は、危険防止を徹底するとともに、鳥獣保護区及び休猟区において許可する場合は、特に有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うとともに、第三者に疑惑を持たれる等のおそれのないよう処置するものとする。

**方法**

- 1) 従来の捕獲実績を考慮し、最も効果の上がる方法を選択するものとする。ただし、規則第45条に規定する手段は、許可しないものとする。なお、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- 2) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中、小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。
- 3) 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域においては、鉛製銃弾を使用しないものとする。

**その他**

- 1) 許可を受けた有害鳥獣捕獲期間内に目的が達成できない場合は、再度許可することができる。
- 2) 松山空港の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合については、本許可基準にかかわらず許可できるものとする。

(第15表)

許可権者	鳥獣名	許 可 基 準						被害農林水産物等	備 考
		方法	区域	時期	日 数	捕獲羽頭数	許可対象者		
市町長	スズメ	銃器・網	被害等区域	6~11月	30日以内	被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽(頭、個)数	被害者又は被害者から依頼された者	水稻	
	ヒヨドリ	銃器		随 時	30日以内 被害が甚大で長期にわたる場合は、60日以内			果樹 畑作物等	
	カラス	銃器・わな			30日以内 被害が甚大で長期にわたる場合は、60日以内			水稻 畑作物 人畜 施設等	
	カワラバト(ドバト)	銃器・わな			30日以内			果樹 畑作物 施設等	
	イノシシ	銃器・わな			60日以内			水稻 竹ノ、畑作物 果樹 苜、ヒノ、施設等	
	ノウサギ	銃器・わな			30日以内			苜、ヒノ幼齢木	
	ニホンザル	銃器・わな			60日以内 箱わなによる場合は、6箇月以内			果樹 刈竹、竹ノ、水稻 畑作物 人畜 施設等	
	ハクシツ	銃器・わな			30日以内			果樹 畑作物等	
	タヌキ	銃器・わな			30日以内			果樹 畑作物等	
	ニホンジカ	銃器・わな			60日以内			苜、ヒノ、果樹 畑作物等	
その他	地域特性や被害等の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、個別に文記する。								

## (5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

### 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業関係者等に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底及び指導・助言に努めるとともに、必要に応じて次に掲げる措置を実施するものとする。

#### 1) 捕獲隊の編成

銃器による捕獲を行う場合は、捕獲を円滑に行い、捕獲効果を高めるとともに、銃器による危険を防止するため、捕獲隊(有害鳥獣捕獲を目的に編成された隊をいう。以下同じ。)を編成するものとする。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成するものとする。なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

#### 2) 共同捕獲の実施

わなによる捕獲については、わなの管理及び捕獲鳥獣の処理等を適正かつ安全に行う観点から共同捕獲に努めるものとする。

#### 3) 関係者間の連携強化及び被害防止体制の充実

被害等の防除対策にあっては、関係者が連携して円滑に捕獲を実施するため、地区鳥獣害防止対策協議会等を中心に連携の強化に努めるとともに、被害等が慢性的に発生している地域にあっては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報提供によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止対策が図られるよう努めるものとする。

### 指導事項の概要

原則として、次の要領で捕獲隊を編成するよう指導するものとする。

- 1) 捕獲隊の隊員は、関係市町又はその周辺に居住する猟友会員で、技術・能力・モラルを備えた者として所属猟友会長が推薦した者の中から指名するものとする。
- 2) 捕獲隊の隊員には、被害等発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう考慮するものとする。
- 3) 捕獲隊の隊員は、1隊につき10人程度とし、隊長を定めるものとする。
- 4) 隊長は、鳥獣保護員その他関係機関と連携を保ち、違反や事故の未然防止に努めるものとする。

#### 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定鳥獣保護管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

##### (1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許若しくはわな猟免許を所持する者とする。

また、捕獲等又は採取等の効率の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。

さらに、実施者の数は、必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

##### (2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)とする。

##### (3) 期間

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。

捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。

##### (4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。

##### (5) 方法

従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果があり、安全性が確保できる方法とする。ただし、法第37条の規定により環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りでない。

また、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあつては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

なお、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等にあつては、鉛が暴露する構造・素材の装弾はしないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

5 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(第16表)

目的	許可権者	許可の基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数 必要と認められる種類 及数 (羽頭個)	期間	区域	方法	留意事項
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先総務の職員を含む。)		1年以内	申請者の職務に必要な区域	原則として法第2条第1項第2項で禁止されている捕去は認めない。ただし他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護		国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先総務の職員を含む。)、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域		
博物館 動物園その他これに類する施設における展示		博物館 動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者		6ヶ月以内	申請者の職務に必要な区域(原則として規則第7条第11項第7号イからイまでは掲げる区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。)		
愛がんのための飼養	市長	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養中に係る鳥獣を飼養しておらずかつ5年以内当該者又は当該者から依頼された者が愛がんのための飼養を目的とした捕獲許可を受けたことのない。場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メシロに限る。 1世帯1羽	1ヶ月以内 ただし、繁殖期間中(4月~8月)は認めない。	原則として、住所等同一市内の区域(規則第7条第11項第7号イからイまでは掲げる区域及び自然公園 自然林 風致地区等自然を守ることに特に要請されている区域を除く。)	許可を受けた者が操作又は監視するときにちかご及び網(かすみ網を除く。)	
養殖している鳥類の過度の産卵量の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽頭個)とし、放鳥を目的とする場合は放鳥対象地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として規則第7条第11項第7号イからイまでは掲げる区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	網 わな又は手捕	放鳥を目的とする場合は対象鳥等の個体とする
漁業への利用		漁業業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の数(羽)			手捕 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	
伝統的祭行事等に用いる目的		祭行事 伝統的生き様式の継承に係る行為(しほれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の継承又はこれらの者から依頼を受けた者 登祓等祭行事の目的による捕獲又は網取により、当該祭行事の趣旨が達成できる場合を除く。	必要最小限の種類及び数(羽頭個)	1ヶ月以内		原則として法第2条第1項第2項で禁止されている捕去は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。	捕獲し行事等に用いた後は放鳥とする。(致さざる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)
その他鳥類の保護その他公益を図ると認められる目的		捕獲等又は親類の目的を以て個々の鳥類ごとを断ずるものとする 環境教育の目的 環境整備のための調査 被害防除 採種等のための個体の採集を目的とした捕獲等又は親類は、学術研究に準じて取扱うこととする					



五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域について地域の要望等にも配慮し指定するよう努めるものとする。

**銃猟に伴う危険を予防するための地区**

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家周密な場所及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

**静穏を保持するための地区**

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

**わな猟に伴う危険を予防するための地区**

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

	既指定特定猟具禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具禁止区域								本計画期間に区域拡大する特定禁止区域					
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(B)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	65	箇所	3	6	5	2	10	26						
	面積(ha)	8,809.55	変動面積	194.85	948.8	282	52.1	1,338.6	2,816.35						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所		箇所												
	面積(ha)		変動面積												
		本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具禁止区域						計画期間中の増減(減:)*	計画終了時の特定猟具禁止区域**
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(D)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							2	6	5	2	10	25	1	66
	面積(ha)							181.8	948.8	282	52.1	1,338.6	2,803.3	13.05	8,822.60
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														
	面積(ha)														

\* 箇所数については (B)-(E)、面積については (B)+(C)-(D)-(E)、\*\* 箇所数については (A)+(B)-(E)、面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成19年度	今治市	下鴨部	166.8	10年	再指定					
	西予市	関地池	15	"	"					
	久万高原町	由良野	13.05	"	新設					
計		3箇所	194.85							
平成20年度	西条市	南川	138.8	10年	再指定					
	松山市	国見峠	230	"	"					
	"	星ヶ岡	18	"	"					
	伊予市	上野宮下	510	"	"					
	鬼北町	広見岩屋	50	"	"					
	"	アチ谷池	2	"	"					
計		6箇所	948.8							
平成21年度	今治市	馬島	41	10年	再指定					
	松山市	大谷	70	"	"					
	"	北条青少年 森-池ノ下	49	"	"					
	久万高原町	明神	105	"	"					
	西予市	小原地区	17	"	"					
計		5箇所	282							
平成22年度	西条市	下島山、大谷	45	10年	再指定					
	宇和島市	東蓮寺ダム	7.1	"	"					
計		2箇所	52.1							
平成23年度	新居浜市	垣生	80	10年	再指定					
	"	治良丸	210	"	"					
	今治市	見近島	7	"	"					
	"	岩谷	92	"	"					
	"	砂塚	12	"	"					
	松山市	今治谷	93	"	"					
	松山市、東温市	重信川中流域	320	"	"					
	東温市	前松瀬川	261	"	"					
	久万高原町	美川スキー場	220	"	"					
	西予市	永長池	7.6	"	"					
	鬼北町	鬼北総合公園	36	"	"					
計		10箇所	1,338.6							
合計		26箇所	2,816.35							

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努めるものとする。

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

18年度に作成した特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画について、引き続き適正な実施に努めるとともに、ニホンジカを対象とした特定鳥獣保護管理計画を新たに作成する。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	長期にわたる個体数の安定的維持と農林被害等の軽減	イノシシ	平成19年度～23年度	県下全域	第2次計画 (前期16～18年度)
平成20年度	長期にわたる個体数の安定的維持と農林被害等の軽減	ニホンジカ	平成20年度～23年度	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町	新規

### 2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて同計画の対象区域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。